



平成 27 年 5 月 14 日

各位

会社名 株式会社フォトクリエイト
代表者名 代表取締役社長 大澤 朋陸
(コード番号：6075 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 桑原 功
(TEL. 03-6812-7054)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、改定箇所には下線を付しております。

記

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令上保存を義務付けられている文書及び取締役会議事録その他重要な会議の議事録、契約書、稟議書並びにそれらに付随する資料等は、文書管理規程に基づき文書又は電磁的記録文書として記録し適切に保管及び管理を行います。なお、取締役及び監査役は常時これらの文書を閲覧できるものとします。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社では、取締役が経営上のリスクに関する協議を随時行うほか、各部門において部門長が業務の監視・把握を徹底し、リスクの早期発見及び未然防止に努めるものとします。また、外部機関を活用した与信管理や反社会的勢力との取引排除のための情報収集、顧問弁護士との議論の場を設けることでリスク管理を効果的に行うものとします。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営の基本方針、重要事項に関する意思決定や月次・予算実績差異分析その他の重要事項の報告により、業務執行及び取締役の職務執行を監督するものとします。なお、取締役会は毎月 1 回定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催し、経営判断の迅速化に努めるものとします。

4. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスを経営の最重要要素とし、コンプライアンス体制の強化・推進を実現する事を目的にコンプライアンス規程を制定しております。また、代表取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、取締役及び使用人が、企業理念に則って法令、社内規程、企業倫理、社会規範等を遵守すること

を周知・徹底いたします。

また、当社における法令違反、企業倫理に反する行為等を早期発見出来るよう、使用人からの相談・通報等を随時受け付け、リスクを未然に排除できるよう内部通報制度の運用を実施し、コンプライアンス体制の一層の強化を図るものとします。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程を制定するとともに、子会社の経営活動における重要な意思決定に関しては当社への報告を行うとともに、経営管理体制及び経営効率の向上を図るものとします。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査担当者に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた担当者はその命令に関して、監査役の指揮命令下に置くものとします。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、重要事項の決定及び取締役の業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席し意見を述べるとともに、契約書、稟議書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることができます。

また、取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、又は法令や定款に違反する重大な事実を発見した場合、直ちに監査役に報告するものとします。

なお、監査役に報告を行った取締役及び使用人が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないこととします。

8. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

常勤監査役は、代表取締役社長と定期的な会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行います。また、内部監査の年次計画の事前説明及び内部監査の実施状況について適宜報告を受けて意見交換をする等、密接な情報交換及び連携を図るとともに、会計監査人と適宜情報交換を行います。

また、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当社は職務の執行に必要でない認められた場合を除き、その費用を負担します。

9. 反社会的勢力との関係断絶に向けた体制

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

また、反社会的勢力に対する排除基本方針及び反社会的勢力対応マニュアルにおいて、反社会的勢力排除を明記すると共に、当社の取締役及び使用人に対し周知徹底を図ることとします。

以上